

周南市
公共施設景観形成ガイドライン

平成24年6月
周南市

目次

第1章	公共施設景観形成ガイドライン-----	1
第2章	公共事業景観形成ガイドラインの使い方-----	2
第3章	道路景観形成ガイドライン-----	4
第4章	河川景観形成ガイドライン-----	6
第5章	港湾等景観形成ガイドライン-----	8
第6章	公園・緑地景観形成ガイドライン-----	10
第7章	公共建築物景観形成ガイドライン-----	12
第8章	その他の都市整備に関するガイドライン-----	14
第9章	公共施設景観形成ガイドラインによる景観評価-----	16

第1章 公共施設景観形成ガイドライン

1 公共施設景観形成ガイドラインの目的

本市の良好な景観まちづくりを進めるにあたって、公的空間の景観形成は、本市の景観形成のモデルとなり、周辺の景観形成に及ぼす影響は大きいものと考えます。

公共施設景観形成ガイドラインは、本市における公共施設の景観形成の指針となるものであり、市の大部分を占める公的空間の景観形成とともに、長期にわたり統一したルールにより、景観形成を図ることを目的とします。

本ガイドラインの基本的事項においては、以下に示す国土交通省における「公共事業について良好な景観形成を図るための景観形成ガイドライン」と「山口県公共事業景観形成ガイドライン」に配慮することとします。

【国土交通省における「公共事業について良好な景観形成を図るための景観形成ガイドライン」】

http://www.mlit.go.jp/keikan/keikan_portal.html

- ・ 道路デザイン指針..... 2005年3月作成
- ・ 河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」... 2006年10月作成
- ・ 港湾景観形成ガイドライン..... 2005年3月作成
- ・ 海岸景観形成ガイドライン..... 2006年1月作成
- ・ 砂防関係事業における景観形成ガイドライン..... 2007年2月作成
- ・ 景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)..... 2005年3月作成
- ・ 住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン..... 2005年3月作成
- ・ 官庁営繕事業における景観形成ガイドライン..... 2004年5月作成

【山口県景観条例に基づく山口県公共事業景観形成ガイドライン】

<http://www.pref.yamaguchi.jp/cms/a18400/keikan/pub.html>

上記の国及び山口県における各種ガイドラインに加え、本市の公共施設景観形成ガイドラインの主な役割は以下の3点とします。

周南市における公共施設景観形成ガイドラインの役割

- 道路・公園・河川・港湾などの公共施設において、個別基準と具体的な配慮事項を示す。
- 公共事業を実施する際の手引きとなり、本市の景観形成のモデルとする。
- 事業実施における景観評価の基準とする。

第2章 公共事業景観形成ガイドラインの使い方

1 適用の範囲

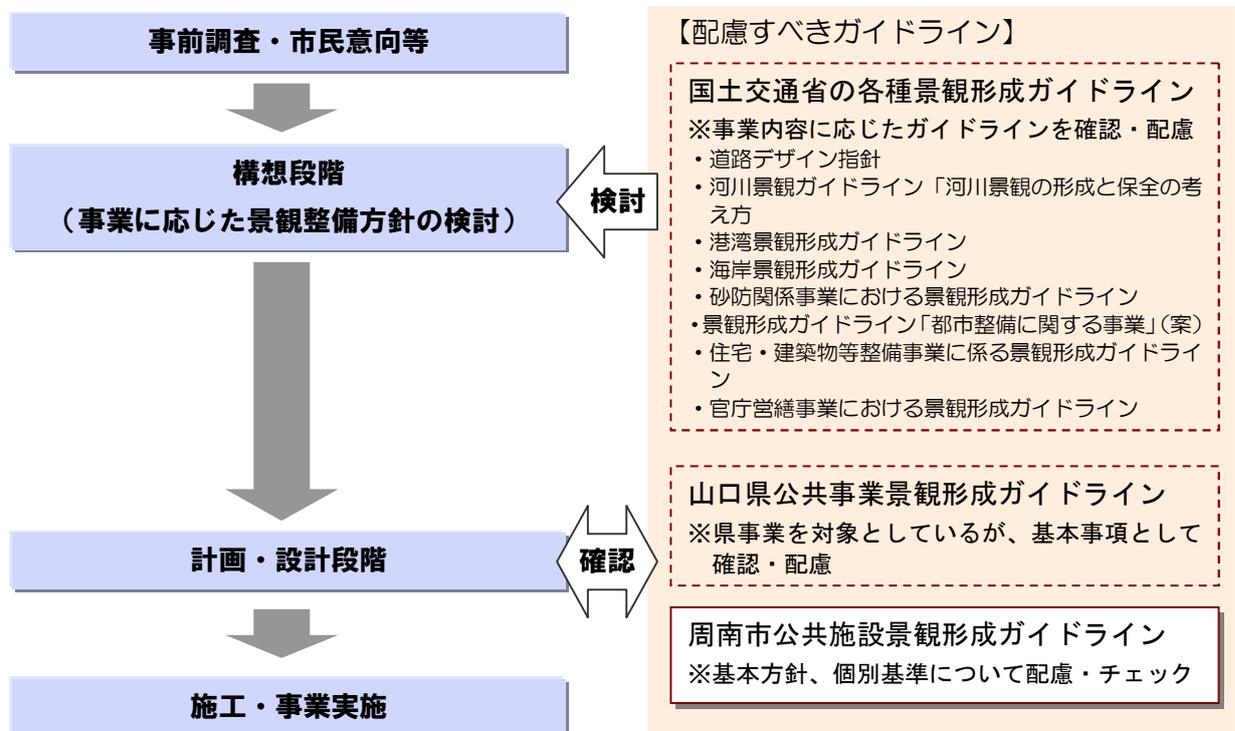
本ガイドラインは、行政が実施する公共事業について適用するものであり、地域の景観形成に与える影響等を勘案し、適切な運用に努めるものとします。

ただし、災害復旧事業など緊急を要する事業、地下構造物等事業による周辺への景観の影響がないか、極めて小さい事業及び維持補修業務などの小規模な事業は、本ガイドラインの適用を除外することができます。なお、除外事業であってもできる限り景観に配慮した事業の実施に努めることとします。

2 本ガイドラインの使い方

本ガイドラインは、行政が実施する公共事業において、構想段階から「配慮すべき基本的事項」「基本方針」「個別基準」に応じた景観検討を行うとともに、計画・設計段階において個別基準に配慮できているかチェックしながら、事業を実施することとします。

■ 公共事業における景観検討の流れ



■本ガイドラインの見方

第3章 道路景観形成ガイドライン

1 配慮すべき基本事項
本市の道路景観形成ガイドラインの基本的事項は、国土交通省における「道路デザイン指針」と「景観形成ガイドライン「都市型景観に関する事業」(案)【施設事業】及び「山口市公共事業景観形成ガイドライン」に配慮することとします。

2 基本方針
固有性景観計画に基づき、本市の道路景観の形成にあたっての基本方針を示します。
景観性における道路景観形成の基本方針
●幹線道路沿道の緑化を推進し、緑のネットワークを形成する。
●防犯施設やサイン等の道路施設は、色彩・高さ・素材などで統一感を醸成する。
●施設周辺の道路景観の保全のための適正な維持管理を行う。

3 個別基準
道路景観形成の基本方針に基づき、具体的に配慮すべき個別基準を設定します。

項目	個別基準	望ましい事例
①車道・歩道	歩道の舗装等の色彩及び素材については、緑との調和に配慮し、緑色との統一性に配慮する。 特に、山陽通りや山内通りなどの歴史的街道においては、伝統的素材の調和に配慮する。	
②道路施設等	防犯等の道路施設については、交通安全上支障のない範囲内で、伝統的素材に努める。 道路施設の基準は、地域の生態系、特性に配慮し、緑色との統一性に配慮する。 既存の道路等については、緑のネットワークを維持・強化し、適正な維持管理を行う。	
③同種施設・設備	防犯施設・防犯カメラ等の設置位置は、緑色に統一したデザインとし、素材及び色彩は、緑との調和に配慮する。 - 山陽通りにおいては、土間瓦は緑色を基調とした施設とし、角瓦瓦葺きは黒白を基調とした施設とする。	
④サイン・看板等	サイン・看板等の設置位置は、素材及び色彩は、施設の特性及び緑との調和に配慮する。	
⑤電柱・電線類	電線類の地中化に努める。	

配慮すべき上位機関におけるガイドラインを示しています。主に事業の構想段階で配慮すべき基本事項です。

事業対象に応じた景観に関する基本方針を示しています。主に事業の構想段階の景観整備方針検討に配慮します。

事業対象に応じた項目と個別基準を示しています。主に事業の構想段階で配慮するとともに、計画・設計段階で個別基準が満たされているかどうか、チェックするものです。
また、計画・設計段階で「望ましい事例」を参考に、計画・設計を行います。事業完了後は事後評価のチェック項目として活用します。

■道路景観形成イメージ

【緑化・植栽等】
緑化の推進を図る。

【道路施設等】
- 安全と支障のない範囲内で、伝統的素材に努める。
- 防犯の確保は、地域の生態系、特性に配慮し、緑色との統一性に配慮する。
- 緑のネットワークの形成を推進し、適正な維持管理を行う。

【サイン・看板等】
サイン・看板等の設置位置は、素材及び色彩は、施設の特性及び緑との調和に配慮する。

【同種施設・設備】
防犯施設、防犯カメラ等の設置位置は、緑色に統一したデザインとし、素材及び色彩は、緑との調和に配慮する。

【電柱】
歩道の舗装等の色彩及び素材については、緑との調和に配慮し、緑色との統一性に配慮する。

■景観配慮例（四季通）

■景観配慮例（駅前・再開発）

4 対象となる主な事業
道路景観形成ガイドラインの対象となる事業は、道路・施設・環境等に關する事業全般が対象となります。
例えば、
- パブリック・スペース整備事業
- 道路整備事業
- 道路施設整備事業
- 主要生活道路整備事業
- 道路改良事業
- 施設整備事業
- 施設環境整備事業
など

個別基準を写真やパースにより、視覚的に分かりやすく説明するものです。主に事業の構想・計画・設計段階で確認するものです。

本市における景観配慮例及びフォトモンタージュ、シミュレーションによる事例を示しています。構想・計画・設計段階で景観検討の参考にします。

対象となる本市の主な事業を示しています。関連する事業においては、特に本ガイドラインに沿った景観配慮を必要とします。

第3章 道路景観形成ガイドライン

1 配慮すべき基本的事項

本市の道路景観形成ガイドラインの基本的事項は、国土交通省における「道路デザイン指針」と「景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)【街路事業】」及び「山口県公共事業景観形成ガイドライン」に配慮することとします。

2 基本方針

周南市景観計画に基づき、本市の道路景観の形成にあたっての基本方針を示します。

周南市における道路景観形成の基本方針

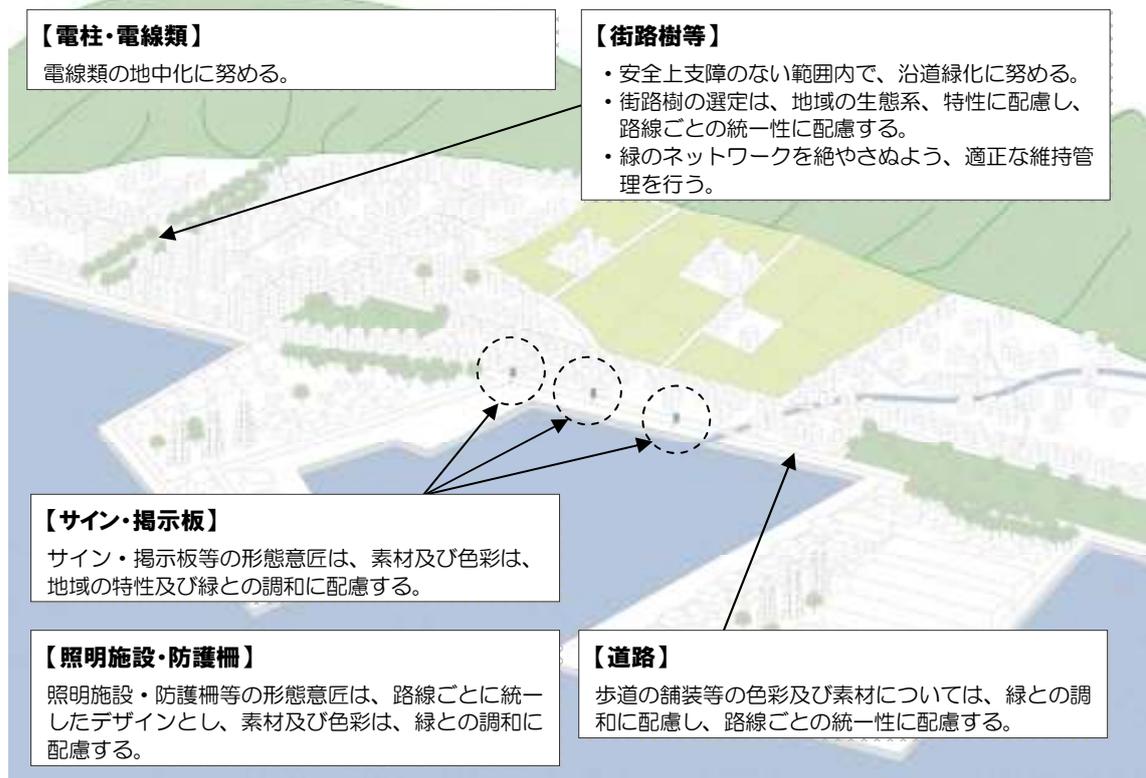
- 幹線道路沿道の緑化を推進し、緑のネットワークを形成する。
- 照明施設やサイン等の道路施設は、色彩・高さ・素材などで統一感を創出する。
- 良好な街路景観の保全のための適正な維持管理を行う。

3 個別基準

道路景観形成の基本方針に基づき、具体的に配慮すべき個別基準を設定します。

項目	個別基準	望ましい事例
① 歩道・街路	<ul style="list-style-type: none">・歩道の舗装等の色彩及び素材については、緑との調和に配慮し、路線ごとの統一性に配慮する。・特に、山陽道や山代街道などの歴史的街道においては、沿道建物との調和に配慮する。	
② 街路樹等	<ul style="list-style-type: none">・街路樹等の道路緑化については、交通安全上支障のない範囲内で、沿道緑化に努める。・街路樹の選定は、地域の生態系、特性に配慮し、路線ごとの統一性に配慮する。・既存の街路樹については、緑のネットワークを絶やさぬよう、適正な維持管理を行う。	
③ 照明施設・防護柵	<ul style="list-style-type: none">・照明施設・防護柵等の形態意匠は、路線ごとに統一したデザインとし、素材及び色彩は、緑との調和に配慮する。	
④ サイン・掲示板	<ul style="list-style-type: none">・サイン・掲示板等の形態意匠は、素材及び色彩は、地域の特性及び緑との調和に配慮する。	
⑤ 電柱・電線類	<ul style="list-style-type: none">・電線類の地中化に努める。	

■道路景観形成イメージ



■景観配慮例（御幸通）



■景観配慮例（ピーえっち通り）



4 対象となる主な事業

道路景観形成ガイドラインの対象となる事業は、道路・街路・橋梁等に関わる事業全般が対象となります。

例えば...

- ・バリアフリー推進事業
- ・道路舗装事業
- ・街路整備事業
- ・主要生活道路整備事業
- ・道路改良事業
- ・漁港関連道建設事業

など

第4章 河川景観形成ガイドライン

1 配慮すべき基本的事項

本市の河川景観形成ガイドラインの基本的事項は、国土交通省における「河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」」及び「山口県公共事業景観形成ガイドライン」に配慮することとします。

2 基本方針

周南市景観計画に基づき、本市の河川景観の形成にあたっての基本方針を示します。

周南市における河川景観形成の基本方針

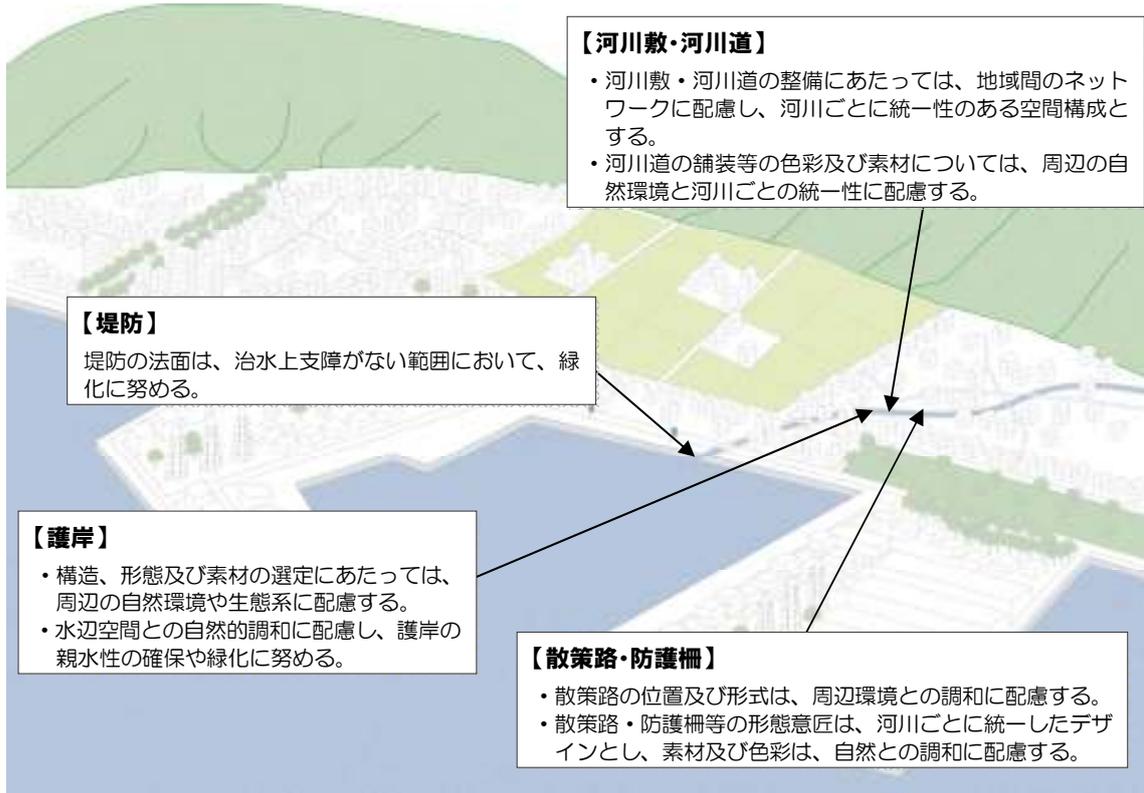
- 地域間の連携により、一体的な河川景観のネットワークを図る。
- 市民が身近に触れ合うことができる潤いのある水辺空間を創出する。
- 周辺の自然環境や生態系を次世代に継承する。

3 個別基準

河川景観形成の基本方針に基づき、具体的に配慮すべき個別基準を設定します。

項目	個別基準	望ましい事例
①河川敷・河川道	<ul style="list-style-type: none">・河川敷・河川道の整備にあたっては、地域間のネットワークに配慮し、河川ごとに統一性のある空間構成とする。・河川道の舗装等の色彩及び素材については、周辺の自然環境と河川ごとの統一性に配慮する。	
②護岸	<ul style="list-style-type: none">・構造、形態及び素材の選定にあたっては、周辺の自然環境や生態系に配慮する。・水辺空間との自然的調和に配慮し、護岸の親水性の確保や緑化に努める。	
③堤防	<ul style="list-style-type: none">・堤防の法面は、治水上支障がない範囲において、緑化に努める。	
④散策路・防護柵	<ul style="list-style-type: none">・散策路の位置及び形式は、周辺環境との調和に配慮する。・散策路・防護柵等の形態意匠は、河川ごとに統一したデザインとし、素材及び色彩は、自然との調和に配慮する。	
⑤ダム・堰堤	<ul style="list-style-type: none">・ダム・堰堤の位置及び形式は、安全性及び機能性を確保しつつ、支障のない範囲内で、周辺環境との調和に配慮する。・法面及び構造物の周辺は、地形、地質等の諸条件を考慮して緑化に努める。	

■河川景観形成イメージ



■景観配慮例（夜市川の護岸整備）



■景観配慮例（自然に配慮した散策路）



4 対象となる主な事業

河川景観形成ガイドラインの対象となる事業は、河川の整備に関わる事業全般が対象となります。

例えば...

・河川改修事業

など

第5章 港湾等景観形成ガイドライン

1 配慮すべき基本的事項

本市の港湾等景観形成ガイドラインの基本的事項は、国土交通省における「港湾景観形成ガイドライン」、「海岸景観形成ガイドライン」、「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」及び「山口県公共事業景観形成ガイドライン」に配慮することとします。

2 基本方針

周南市景観計画に基づき、本市の港湾等景観の形成にあたっての基本方針を示します。

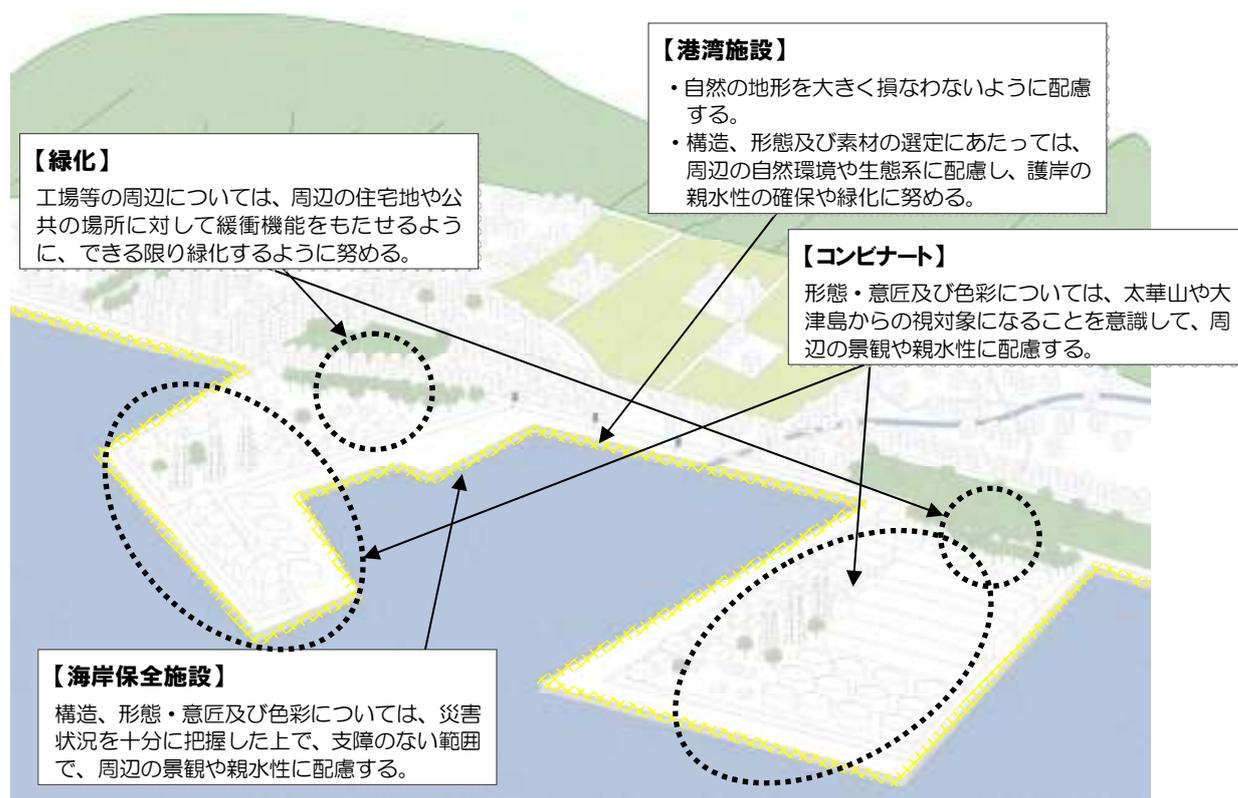
周南市における港湾等景観形成の基本方針

- 周辺の都市景観や水辺景観に配慮した港湾やコンビナートの景観形成を誘導する。
- 瀬戸内海の多島美を保全し、自然海岸や漁港の海辺景観に配慮した景観形成を誘導する。
- 港湾やコンビナートの工場等周辺の緑化を推進する。

3 個別基準

項目	個別基準	望ましい事例
① 海岸保全施設	・ 構造、形態・意匠及び色彩については、災害状況を十分に把握した上で、支障のない範囲で、周辺の景観や親水性に配慮する。	
② 港湾施設	・ 太華山や大津島からの視対象になることを意識して、自然の地形を大きく損なわないように配慮する。 ・ 構造、形態及び素材の選定にあたっては、周辺の自然環境や生態系に配慮し、護岸の親水性の確保や緑化に努める。 ・ 歴史的価値のある港湾施設においては、災害上支障がない範囲で、できる限り保全・活用に努める。	
③ コンビナート	・ 形態・意匠及び色彩については、太華山や大津島からの視対象になることを意識して、周辺の景観や親水性に配慮する。	
④ 緑化	・ 工場等の周辺については、周辺の住宅地や公共の場所に対して緩衝機能をもたせるように、できる限り緑化するように努める。	

■港湾等景観形成イメージ



■景観配慮例（周南大橋）



4 対象となる主な事業

港湾等景観形成ガイドラインの対象となる事業は、港湾の整備に関する事業全般を対象とします。

例えば...

・漁港海岸保全施設整備事業

・漁港関連道建設事業

など

第6章 公園・緑地景観形成ガイドライン

1 配慮すべき基本的事項

本市の公園・緑地景観形成ガイドラインの基本的事項は、国土交通省における「景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)【都市公園事業】」及び「山口県公共事業景観形成ガイドライン」に配慮することとします。

2 基本方針

周南市景観計画に基づき、本市の公園・緑地景観の形成にあたっての基本方針を示します。

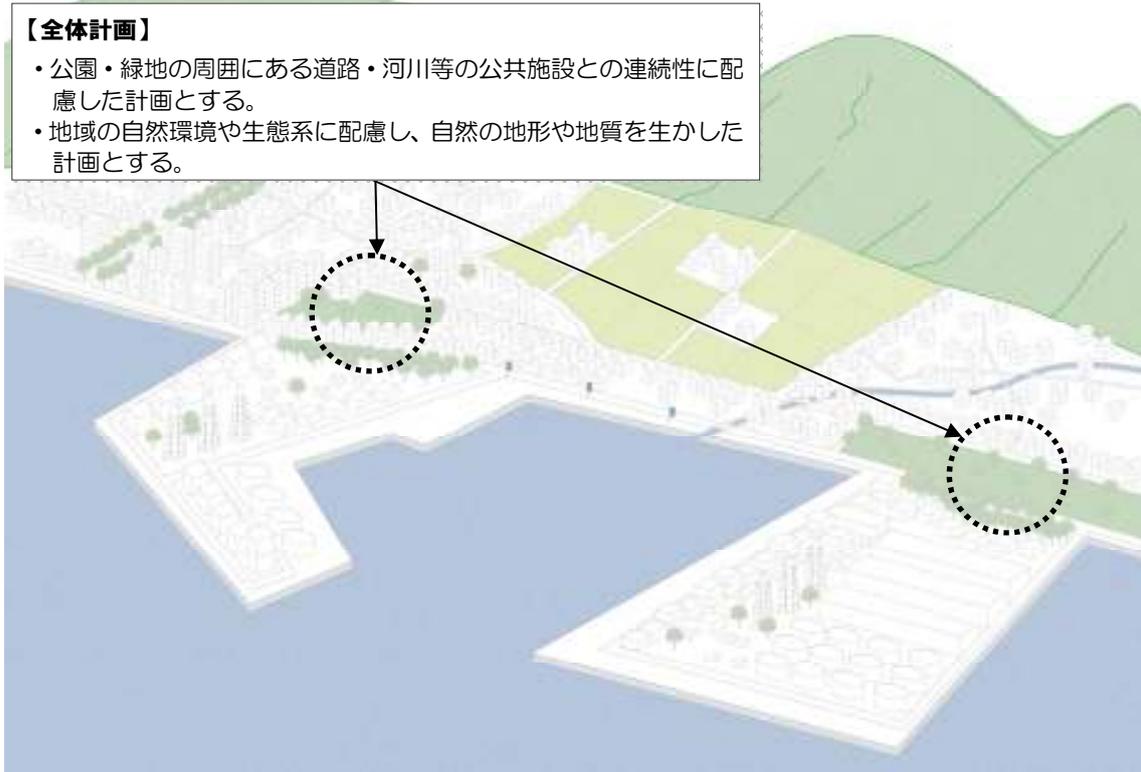
周南市における公園・緑地景観形成の基本方針

- 本市を特徴づける緑のネットワークの拠点となる緑地景観を創出する。
- 地域の特性や風土を生かして、地域と一体的なシンボル景観を創出する。
- 市民が身近に触れ合うことができる開放的な自然空間を創出する。

3 個別基準

項目	個別基準	望ましい事例
①全体計画	<ul style="list-style-type: none"> 公園・緑地の周囲にある道路・河川等の公共施設との連続性に配慮した計画とする。 地域の自然環境や生態系に配慮し、自然の地形や地質を生かした計画とする。 	
②公園施設	<ul style="list-style-type: none"> 遊具、休憩所、園路等の公園施設の素材は、自然素材を用いる。 やむを得ず、自然素材を用いることができない場合は、自然素材に近い色彩を用いるように努める。 形態・意匠及び色彩は、地域の地形や周辺環境の調和に配慮する。 	
③建築物等	<ul style="list-style-type: none"> 形態・意匠及び色彩は、地域の地形や周辺環境の調和に配慮する。 	
④駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場の位置は、周辺の景観や緑の連続性に配慮する。 防犯上、交通安全上支障のない範囲内で、緑化に努める。 	
⑤緑化	<ul style="list-style-type: none"> 防犯上支障のない範囲内で、緑化に努める。 地域のシンボリックな既存樹木がある場合は、その活用に努める。 	
⑤垣及び柵	<ul style="list-style-type: none"> 垣及び柵の素材は、自然素材を用いる。 やむを得ず、自然素材を用いることができない場合は、自然素材に近い色彩を用いるように努める。 	

■公園・緑地景観形成イメージ



■景観配慮例



4 対象となる主な事業

公園・緑地景観形成ガイドラインの対象となる事業は、公園整備に関わる事業全般を対象とします。

例えば...

- ・緑地整備事業
- ・公園建設事業
- ・公園整備事業
- ・バリアフリー推進事業

など

第7章 公共建築物景観形成ガイドライン

1 配慮すべき基本的事項

本市の公共建築物景観形成ガイドラインの基本的事項は、国土交通省における「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン」と「官庁営繕事業における景観形成ガイドライン」及び「山口県公共事業景観形成ガイドライン」に配慮することとします。また、本市景観条例に基づく届出の対象となる行為については、「周南市景観形成ガイドライン」を遵守することとします。

2 基本方針

周南市景観計画に基づき、本市の公共建築物景観の形成にあたっての基本方針を示します。

周南市における公共建築物景観形成の基本方針

- 地域のシンボリックな建築物として、地域の景観形成のモデルとなる空間を創出する。
- 地域の特性や風土を生かして、地域と一体的な建築物とする。

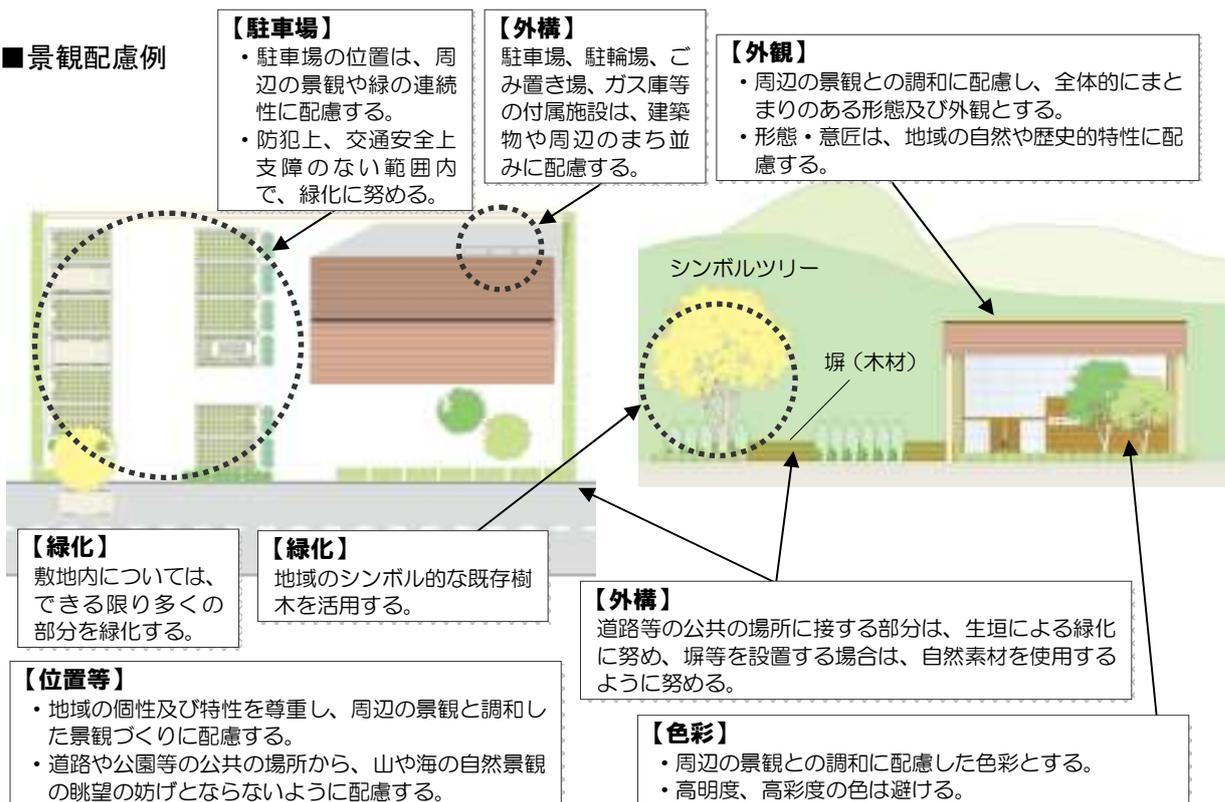
3 個別基準

※は景観条例に基づく景観形成基準

項目	個別基準	望ましい事例
①位置等	<ul style="list-style-type: none">・地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮する。※・道路や公園等の公共の場所から、山や海の自然景観の眺望の妨げとならないように配慮する。※	
②外観	<ul style="list-style-type: none">・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。※・形態・意匠は、地域の自然や歴史的特性に配慮する。・設備類を設置する場合は、設置位置や意匠・色彩について、建築物との調和に配慮する。	
③色彩	<ul style="list-style-type: none">・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。※・周囲が山や田園等の自然景観である地域、歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、高明度、高彩度の色は避ける。※	

項目	個別基準	望ましい事例
④外構	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場、駐輪場、ごみ置き場、ガス庫等の付属施設は、建築物や周辺のまち並みに配慮する。※ ・ 道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。※ 	
⑤駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の位置は、周辺の景観や緑の連続性に配慮する。 ・ 防犯上、交通安全上支障のない範囲内で、緑化に努める。 	
⑥緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のシンボリックな既存樹木がある場合は、その活用に努める。 ・ 敷地内については、できる限り多くの部分を緑化する。※ ・ 植栽については、周辺のまち並みや山並み等の景観に配慮する。※ 	

■ 景観配慮例



4 対象となる主な事業

公共建築物景観形成ガイドラインの対象となる事業は、公共建築物の整備に関わる事業全般が対象となります。

例えば...

- ・ 市営住宅整備
- ・ 公共施設建設・整備
- ・ 道の駅整備事業

- ・ 学校整備・改修
- ・ 駅周辺整備事業

など

第8章 その他の都市整備に関するガイドライン

1 配慮すべき基本的事項

本市のその他の都市整備に関するガイドラインの基本的事項は、国土交通省における「景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)【市街地開発事業】【土地区画整理事業】【下水道事業】」及び「山口県公共事業景観形成ガイドライン」に配慮することとします。

2 個別基準(市街地整備等)

項目	個別基準	望ましい事例
①全体計画	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の周囲にある道路・河川等の公共施設との連続性に配慮した計画とする。 地域の自然環境や生態系に配慮し、自然景観と一体性のある計画とする。 	
②形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。 形態・意匠は、地域の自然や歴史的特性に配慮する。 	
③色彩	<ul style="list-style-type: none"> 地域の歴史や風土に配慮した色彩コンセプトを立案し、できる限り原色を避け、統一した色彩となるように努める。 	
④緑化	<ul style="list-style-type: none"> 防犯上支障のない範囲内で、緑化に努める。 敷地内に地域のシンボリックな既存樹木がある場合は、その活用に努める。 	

■景観配慮例



3 対象となる主な事業(市街地整備等)

公共建築物景観形成ガイドラインの対象となる事業は、市街地整備に関わる事業全般を対象とします。

例えば...

・土地区画整理事業

・駅周辺整備事業

など

4 個別基準(付帯施設等)

<駐車場・駐輪場>

項目	個別基準	望ましい事例
①位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場・駐輪場の位置は、周辺の景観や緑の連続性に配慮する。 ・ 駐車場・駐輪場の出入口は、前面道路の沿道景観を阻害しない位置とするように努める。 	
②垣及び柵	<ul style="list-style-type: none"> ・ 垣及び柵の素材は、自然素材を用いる。 ・ やむを得ず、自然素材を用いることができない場合は、自然素材に近い色彩を用いるように努める。 	
③緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯上、交通安全上支障のない範囲内で、緑化に努める。 	

<ゴミステーション等>

項目	個別基準	望ましい事例
①位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 位置は、周辺の景観や緑の連続性に配慮する。 	
②形態・意匠及び色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 形態・意匠及び色彩は、周辺の景観との調和に配慮し、まち並みの連続性を阻害しないように配慮する。 	

■景観配慮例（駐車場）



他地区の事例

■景観配慮例（ゴミステーション）

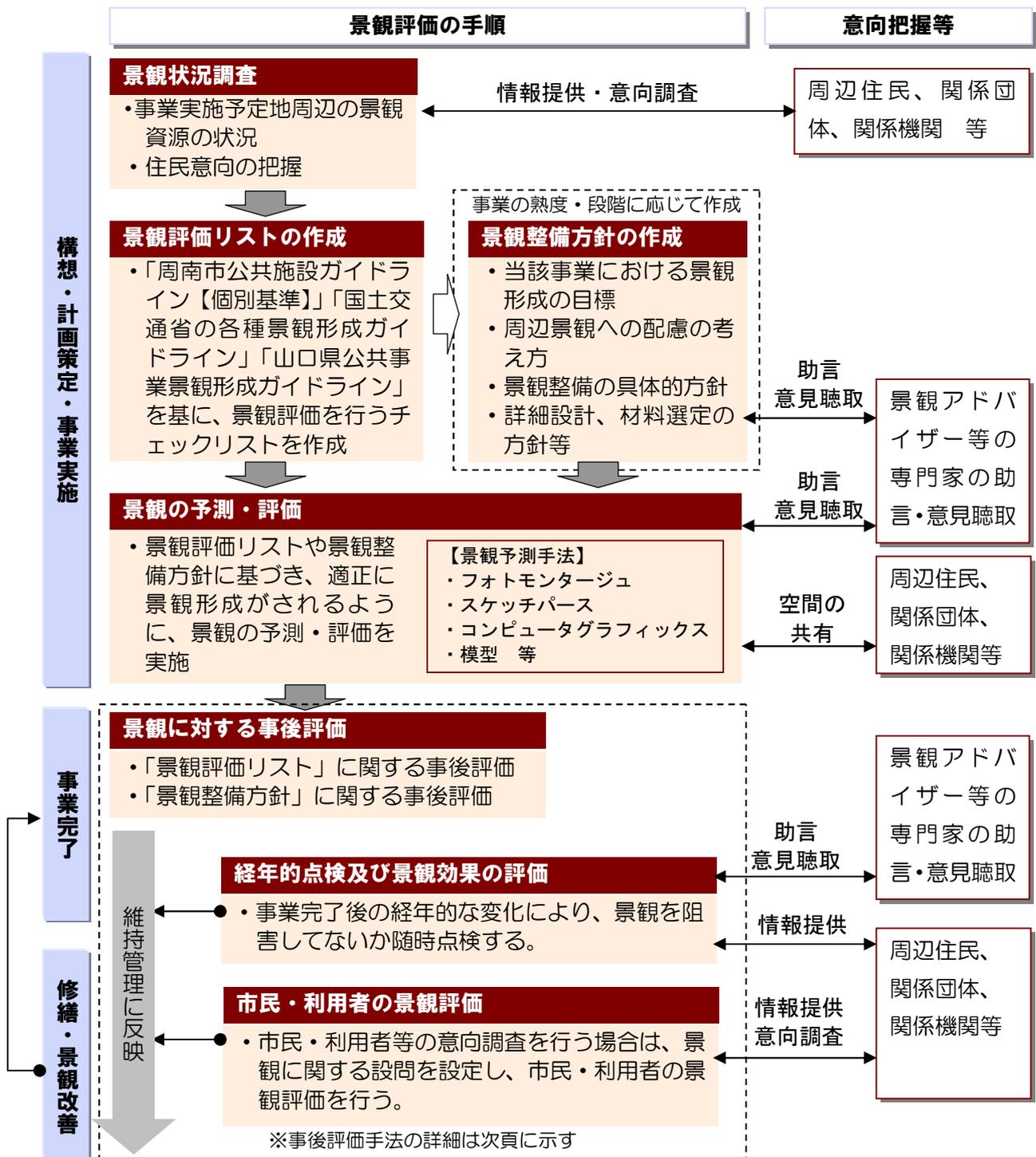


他地区の事例

第9章 公共施設景観形成ガイドラインによる景観評価

本ガイドラインは、公共事業における構想・計画・設計段階の景観検討に活用するだけでなく、事業完了後の事後評価において再度チェックするとともに、各種事業においては、経年的変化や市民・利用者意向による景観評価を実施し、必要に応じて、修繕時における景観配慮及び景観改善を実施するものとします。

■公共事業における景観評価の流れ



■ 景観効果の評価の流れ



周 南 市
公 共 施 設
景 観 形 成
ガ イ ド ラ イ ン